

令和3年度 第1回

国民健康保険運営協議会議案

令和3年5月27日(木)  
書面開催

# 目 次

## 諮 問

1 令和3年度国民健康保険料率について…………… P1

## 2 説明資料

(1) 令和3年度国民健康保険料率算定の考え方……………P2

(2) 前年比較表……………P3

(3) モデルケース別・所得金額別保険料……………P5

### (4) 積算内訳

①医療保険分(一般)……………P6

②後期高齢者支援金分(一般)……………P7

③介護納付金分(2号被保険者)……………P8

### (5) 標準保険料率との比較

①医療保険分(一般)……………P9

②後期高齢者支援金分(一般)……………P10

③介護納付金分(2号被保険者)……………P11

## 諮 問

### 1 令和3年度国民健康保険料率について

#### ① 医療保険分(一般)

区 分	令和3年度
所得割	7.54%
被保険者 均等割	25,620円
世帯別 平等割	24,850円

#### ② 後期高齢者支援金分(一般)

区 分	令和3年度
所得割	2.63%
被保険者 均等割	8,610円
世帯別 平等割	8,340円

#### ③ 介護納付金分(2号被保険者)

区 分	令和3年度
所得割	1.86%
被保険者 均等割	9,420円
世帯別 平等割	6,520円

## 2 説明資料

### (1) 令和3年度国民健康保険料率算定の考え方

#### ①都道府県単位化に伴う算定方法の変更

##### ○保険料水準の平準化

国保の運営に関する統一の方針である「北海道国民健康保険運営方針」に基づき、帯広市は都道府県単位化に伴う保険料水準の統一に向け、激変緩和終了後の令和6年度に標準保険料率と同様の賦課割合と同率(所得割:均等割:平等割=47:32:21)になるよう、見直しています。

令和3年度の賦課割合は令和2年度から据え置き、段階的に隔年改定することとしています。

	令和3年度	令和2年度	増△減
所得割	49	49	改定なし
均等割	32	32	改定なし
平等割	19	19	改定なし

#### ②保険料率算定に係るその他の制度改正

##### ○低所得世帯に対する保険料法定軽減判定基準額の見直し

所得者に対する保険料法定軽減について、個人所得課税の見直し(給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替等)に伴い、本来対象とすべき世帯が引き続き対象になり続けるよう、軽減対象世帯の所得基準額を引き上げました。

基礎控除額相当分の基準額を43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えます。

区分		基準額算定式
7割軽減	新	<b>430,000円</b> <b>+100,000円×(給与所得者等の数-1)</b>
	旧	330,000円
5割軽減	新	<b>430,000円</b> +285,000円×被保険者数 <b>+100,000円×(給与所得者等の数-1)</b>
	旧	330,000円+285,000円×被保険者数
2割軽減	新	<b>430,000円</b> +520,000円×被保険者数 <b>+100,000円×(給与所得者等の数-1)</b>
	旧	330,000円+520,000円×被保険者数

##### ○賦課限度額

令和3年度については、令和2年度から据え置き(医療分:63万円、後期高齢者支援金分:19万円、介護納付金分:17万円、計:99万円)となります。

## (2) 前年比較表

### ① 医療保険分(一般)

区 分		令和3年度	令和2年度	増△減	
所 得 割		7.54%	7.51%	0.03ポイント	
被 保 険 者 均 等 割		25,620円	25,100円	520円	
世 帯 別 平 等 割		24,850円	24,040円	810円	
賦 課 限 度 額		630,000円	630,000円	0円	
一 人 当 たり 賦 課 額		80,056円	78,415円	1,641円	2.09%
一人当たり 調定額	限度額未満世帯	55,708円	55,462円	246円	0.44%
	限度額到達世帯 含む全世帯	65,829円	65,020円	809円	1.24%

### ② 後期高齢者支援金分(一般)

区 分		令和3年度	令和2年度	増△減	
所 得 割		2.63%	2.70%	△0.07ポイント	
被 保 険 者 均 等 割		8,610円	8,600円	10円	
世 帯 別 平 等 割		8,340円	8,240円	100円	
賦 課 限 度 額		190,000円	190,000円	0円	
一 人 当 たり 賦 課 額		26,876円	26,856円	20円	0.07%
一人当たり 調定額	限度額未満世帯	18,678円	18,963円	△285円	△1.50%
	限度額到達世帯 含む全世帯	22,120円	22,291円	△171円	△0.77%

### ③ 介護納付金分(2号被保険者)

区 分		令和3年度	令和2年度	増△減	
所 得 割		1.86%	1.79%	0.07ポイント	
被 保 険 者 均 等 割		9,420円	9,420円	0円	
世 帯 別 平 等 割		6,520円	6,480円	40円	
賦 課 限 度 額		170,000円	170,000円	0円	
一 人 当 たり 賦 課 額		29,414円	29,433円	△19円	△0.06%
一人当たり 調定額	限度額未満世帯	19,952円	20,064円	△112円	△0.56%
	限度額到達世帯 含む全世帯	24,644円	24,857円	△213円	△0.86%

## 賦課限度額・一人当たり保険料(3区分合計)

区 分		令和3年度	令和2年度	増△減	
所 得 割		12.03%	12.00%	0.03ポイント	
被 保 険 者 均 等 割		43,650円	43,120円	530円	
世 帯 別 平 等 割		39,710円	38,760円	950円	
賦 課 限 度 額		990,000円	990,000円	0円	
1 人 当 たり 賦 課 額		136,346円	134,704円	1,642円	1.22%
一人当たり 調定額	限度額未満世帯	94,338円	94,489円	△151円	△0.16%
	限度額到達世帯 含む全世帯	112,593円	112,168円	425円	0.38%

### <参考>

1世帯当たり賦課額	203,441円	198,600円	4,841円	2.44%
1世帯当たり調定額	167,850円	165,234円	2,616円	1.58%

## ○保険料前年対比負担増の主な要因

- ・北海道全体の一人あたり保険給付費の増加（約0.9%増）
- ・平成30年度及び令和元年度北海道国保会計の赤字に伴う基金取り崩し分の拠出（約0.6%増）

## ○帯広市の負担抑制策

- ・平成30年度及び令和元年度の北海道国保会計の決算赤字を補うための財政安定化基金取崩し分、また、平成30年胆振東部地震において「局地激甚災害指定」を受けた3町の保険料不足相当額に伴う拠出分は、臨時的な増加要因であることから、帯広市負担相当額を基金から繰り入れ（49,210千円）

### 【3区分合計保険料収納必要額】

令和2年度 3,589,177千円

令和3年度 3,653,908千円（64,731千円、1.8%増）

### (3)モデルケース別・所得金額別保険料

(単位:円)

所得金額		0円	50万円	100万円	150万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円
(参考) 収入金額	給与収入	55万円以下	105万円	155万円	226万円	297万円	430万円	555万円	678万円	789万円	895万円	995万円
	年金収入	110万円以下	160万円	210万円	260万円	310万円	434万円					
単身世帯 介護なし	R2保険料	⑦ 19,700	⑤ 40,100	124,100	175,100	226,200	328,300	430,400	532,500	634,600	732,500	807,600
	R3保険料	⑦ 20,100	⑤ 40,800	125,300	176,100	227,000	328,700	430,400	532,100	633,800	735,500	811,200
	差額	400	700	1,200	1,000	800	400	0	△ 400	△ 800	3,000	3,600
	改定率	2.03%	1.75%	0.97%	0.57%	0.35%	0.12%	0.00%	△0.08%	△0.13%	0.41%	0.45%
単身世帯 介護あり	R2保険料	⑦ 24,400	⑤ 49,300	150,200	210,100	270,200	390,200	510,200	630,200	750,200	866,000	959,000
	R3保険料	⑦ 24,800	⑤ 50,000	151,800	211,900	272,100	392,400	512,700	633,000	753,300	873,600	967,900
	差額	400	700	1,600	1,800	1,900	2,200	2,500	2,800	3,100	7,600	8,900
	改定率	1.64%	1.42%	1.07%	0.86%	0.70%	0.56%	0.49%	0.44%	0.41%	0.88%	0.93%
2人世帯 介護なし	R2保険料	⑦ 29,800	⑤ 56,900	⑤ 108,000	208,800	259,900	362,000	464,100	566,200	668,300	757,600	820,000
	R3保険料	⑦ 30,400	⑤ 57,900	⑤ 108,700	210,400	261,200	362,900	464,600	566,300	668,000	761,400	820,000
	差額	600	1,000	700	1,600	1,300	900	500	100	△ 300	3,800	0
	改定率	2.01%	1.76%	0.65%	0.77%	0.50%	0.25%	0.11%	0.02%	△0.04%	0.50%	0.00%
2人世帯 介護2人	R2保険料	⑦ 37,300	⑤ 70,800	⑤ 130,800	253,200	313,300	433,300	553,300	673,300	793,300	900,500	980,800
	R3保険料	⑦ 38,000	⑤ 71,800	⑤ 131,900	255,600	315,700	436,000	556,300	676,600	796,900	908,900	986,100
	差額	700	1,000	1,100	2,400	2,400	2,700	3,000	3,300	3,600	8,400	5,300
	改定率	1.88%	1.41%	0.84%	0.95%	0.77%	0.62%	0.54%	0.49%	0.45%	0.93%	0.54%
3人世帯 介護2人	R2保険料	⑦ 47,500	⑤ 87,700	⑤ 147,600	② 255,300	347,000	467,000	587,000	707,000	827,000	925,600	980,800
	R3保険料	⑦ 48,300	⑤ 88,900	⑤ 149,000	② 257,500	349,900	470,200	590,500	710,800	831,100	934,500	986,100
	差額	800	1,200	1,400	2,200	2,900	3,200	3,500	3,800	4,100	8,900	5,300
	改定率	1.68%	1.37%	0.95%	0.86%	0.84%	0.69%	0.60%	0.54%	0.50%	0.96%	0.54%
4人世帯 介護2人	R2保険料	⑦ 57,500	⑤ 104,500	⑤ 164,500	⑤ 224,500	② 342,200	500,700	620,700	740,700	857,700	950,700	980,800
	R3保険料	⑦ 58,500	⑤ 106,000	⑤ 166,100	⑤ 226,300	② 345,100	504,500	624,800	745,100	865,400	960,200	986,100
	差額	1,000	1,500	1,600	1,800	2,900	3,800	4,100	4,400	7,700	9,500	5,300
	改定率	1.74%	1.44%	0.97%	0.80%	0.85%	0.76%	0.66%	0.59%	0.90%	1.00%	0.54%

※表内に丸数字があるものは法定軽減に該当するケースであり、数字は軽減の割合であるもの(⑦⇒7割軽減、⑤⇒5割軽減、②⇒2割軽減)

※収入金額は、収入がある者が世帯で1人と仮定した場合の、所得額に対応する収入額であるもの(年金収入は65歳以上の被保険者として試算)

※世帯構成・所得が前年度と変わらない場合の保険料を比較するため、前年度にも税制改正(給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替等)を反映させ保険料を算出

## (4) 積算内訳

### ① 医療保険分(一般)

#### (i) 被保険者の状況

区 分	総数			算定上の数値
		特定世帯	特定継続世帯	
世帯数	20,956	1,206	234	20,295
被保険者数	33,144			33,144

#### (ii) 被保険者の所得状況

区 分	所得額	
基準総所得	21,614,545	千円
限度超過所得	4,373,350	千円
賦課標準所得	17,241,195	千円

#### (iii) 基礎賦課総額の算定

(単位:千円)

区分	納付金 ①	個別歳出 ②	個別歳入 ③	保険料収納 必要額④	保険料分⑤	法定軽減 ・減免分⑥
				①+②-③		
金額	3,275,403	192,603	982,937	2,485,069	2,003,475	481,594

予定収納率 ⑦	保険料 調定額⑧ ⑤÷⑦	賦課総額 ⑨ ⑥+⑧	1人当たり 賦課額	1世帯当たり 賦課額
92.25%	2,171,789	2,653,383	80,056円	126,617円

#### (iv) 基礎賦課額の保険料率の算定

(単位:千円)

区 分	所得割総額	被保険者 均等割総額	世帯別 平等割総額	基礎賦課 総額
賦課割合 a	49/100	32/100	19/100	100/100
基礎賦課総額 b=⑨×a	1,300,158	849,083	504,142	2,653,383
<b>保険料率 c</b>	<b>7.54%</b>	<b>25,620円</b>	<b>24,850円</b>	-
賦課額 d	1,299,986	849,149	504,318	2,653,453
賦課割合 e	49/100	32/100	19/100	100/100
法定軽減額⑧ f	-	-	-	471,625
法定軽減後の調定額 g=d-f	-	-	-	2,181,828
独自減免額⑨ h	-	-	-	9,969
独自減免後の調定額⑦ i=g-h	-	-	-	2,171,859

#### (v) 一人当たり保険料

		令和3年度	令和2年度	増△減	増減率
賦課額	限度額超過 世帯含む	80,056円	78,415円	1,641円	2.09%
調定額	賦課限度額 未済世帯	55,708円	55,462円	246円	0.44%
	限度額超過 世帯含む	65,829円	65,020円	809円	1.24%

## ② 後期高齢者支援金分(一般)

### (i) 被保険者の状況

区 分	総数			算定上の数値
		特定世帯	特定継続世帯	
世帯数	20,956	1,206	234	20,295
被保険者数	33,144			33,144

### (ii) 被保険者の所得状況

区 分	所得額	
基準総所得	21,614,545	千円
限度超過所得	5,000,208	千円
賦課標準所得	16,614,337	千円

### (iii) 基礎賦課総額の算定

(単位:千円)

区分	納付金 ①	個別歳出 ②	個別歳入 ③	保険料収納 必要額④ ①+②-③	法定軽減・減免分⑥	
					保険料分⑤	
金額	949,376	2,297	117,735	833,938	671,983	161,955

予定収納率 ⑦	保険料 調定額⑧ ⑤÷⑦	賦課総額 ⑨ ⑥+⑧	1人当たり 賦課額	1世帯当たり 賦課額
92.20%	728,833	890,788	26,876円	42,508円

### (iv) 基礎賦課額の保険料率の算定

(単位:千円)

区 分	所得割総額	被保険者 均等割総額	世帯別 平等割総額	基礎賦課 総額
賦課割合 a	49/100	32/100	19/100	100/100
基礎賦課総額 b=⑨×a	436,486	285,052	169,250	890,788
<b>保険料率 c</b>	<b>2.63%</b>	<b>8,610円</b>	<b>8,340円</b>	-
賦課額 d	436,957	285,370	169,256	891,583
賦課割合 e	49/100	32/100	19/100	100/100
法定軽減額⑧ f	-	-	-	158,451
法定軽減後の調定額 g=d-f	-	-	-	733,132
独自減免額⑨ h	-	-	-	3,504
独自減免後の調定額⑦ i=g-h	-	-	-	729,628

### (v) 一人当たり保険料

		令和3年度	令和2年度	増△減	増減率
賦課額	限度額超過 世帯含む	26,876円	26,856円	20円	0.07%
調定額	賦課限度額 未済世帯	18,678円	18,963円	△285円	△1.50%
	限度額超過 世帯含む	22,120円	22,291円	△171円	△0.77%

### ③ 介護納付金分(2号被保険者)

#### (i) 被保険者の状況

区 分	総数		算定上の数値
	特定世帯	特定継続世帯	
世帯数	8,713		8,713
被保険者数	10,165		10,165

#### (ii) 被保険者の所得状況

区 分	所得額
基準総所得	9,514,750 千円
限度超過所得	1,619,575 千円
賦課標準所得	7,895,175 千円

#### (iii) 基礎賦課総額の算定

(単位:千円)

区分	納付金 ①	個別歳出 ②	個別歳入 ③	保険料収納 必要額④ ①+②-③	法定軽減・減免分⑥	
					保険料分⑤	法定軽減・減免分⑥
金額	313,665	755	39,824	274,596	224,534	50,062

予定収納率 ⑦	保険料 調定額⑧ ⑤÷⑦	賦課総額 ⑨ ⑥+⑧	1人当たり 賦課額	1世帯当たり 賦課額
90.20%	248,929	298,991	29,414円	34,316円

#### (iv) 基礎賦課額の保険料率の算定

(単位:千円)

区 分	所得割総額	被保険者 均等割総額	世帯別 平等割総額	基礎賦課 総額
賦課割合 a	49/100	32/100	19/100	100/100
基礎賦課総額 b=⑨×a	146,506	95,677	56,808	298,991
<b>保険料率 c</b>	<b>1.86%</b>	<b>9,420円</b>	<b>6,520円</b>	-
賦課額 d	146,850	95,754	56,809	299,413
賦課割合 e	49/100	32/100	19/100	100/100
法定軽減額⑧ f	-	-	-	48,910
法定軽減後の調定額 g=d-f	-	-	-	250,503
独自減免額⑨ h	-	-	-	1,152
独自減免後の調定額⑦ i=g-h	-	-	-	249,351

#### (v) 一人当たり保険料

		令和3年度	令和2年度	増△減	増減率
賦課額	限度額超過 世帯含む	29,414円	29,433円	△19円	△0.06%
調定額	賦課限度額 未済世帯	19,952円	20,064円	△112円	△0.56%
	限度額超過 世帯含む	24,644円	24,857円	△213円	△0.86%

# (5) 標準保険料率との比較

## ① 医療保険分(一般)

		<b>保健事業費 保険料還付金など</b> 個別歳出等 192,603千円 個別歳入等 982,937千円		<b>収納必要額+軽減・減免額 =2,485,069千円</b> 保険料 収納必要額 2,003,475千円 保険料法定軽減額・減免額 481,594千円		<b>収納必要額÷収納率 =2,171,789千円(調定額)</b> 予定 収納率 92.25%		<b>賦課総額</b> 2,653,383千円 1人当たり 80,056円		× 49% = 所得割 1,300,158千円 × 32% = 均等割 849,083千円 × 19% = 平等割 504,142千円		÷ 賦課標準所得 17,241,195千円 ÷ 被保険者数 33,144人 ÷ 世帯数 20,956世帯 特定世帯 1,206世帯 特定継続世帯 234世帯		= 所得割 7.54% = 均等割 25,620円 = 平等割 24,850円	
令和3年度保険料率		<b>国・道補助金 一般会計繰入金 過年度保険料など</b>								<b>算定上の世帯数 20,295世帯</b>		※平等割は、特定世帯は1/2、特定継続世帯は3/4として算定			
道からの通知額		標準保険料率で見込まれていない経費や算定可能な補助金等を算入		賦課総額を精緻化するため、法定軽減・減免額を区分して算定		平成30年度実績収納率		法定軽減・減免分を除いた額に収納率を乗じて算定することで、賦課総額を精緻化		「国民健康保険料水準の統一に向けた保険料賦課割合改定に関する方針」に基づく賦課割合 ※令和6年度に標準保険料率の割合と同様になるよう段階的に改定		【所得】令和3年4月1日現在の所得を基準に被保険者数の増減を勘案した推計値 【被保険者数・世帯数】標準保険料率算定時に道から示された推計値			
道からの通知額		個別の歳入・歳出		収納必要額		予定収納率		賦課総額		賦課割合		算定基礎数値			
道からの通知額		国の基準等により算定することとされた経費や補助金・繰入金等のみを算入		納付金に個別の歳出・歳入を加減算して算定		平成29~令和元年度の3カ年平均収納率		本来収納率の影響がない法定軽減分を含め収納率で割り返しているため、金額が膨らんでいる		帯広市の所得水準(全道平均レベル)や被保険者数・世帯数に基づき機械的に算定された賦課割合		【所得】令和2年度保険料当初賦課時点の所得に基づく推計値 【被保険者数・世帯数】令和2年8月までの被保険者数・世帯数を基準とした推計値			
令和3年度保険料率		納付金 3,275,403千円 + 個別歳出等 168,124千円 - 個別歳入等 902,025千円		保険料 収納必要額 2,541,502千円		予定 収納率 91.53%		賦課総額 2,776,688千円 保険料軽減額 512,394千円		× 48% = 所得割 1,331,524千円 × 31% = 均等割 866,959千円 × 21% = 平等割 578,206千円		÷ 賦課標準所得 16,507,701千円 ÷ 被保険者数 33,144人 ÷ 世帯数 20,956世帯		= 所得割 8.07% = 均等割 26,157円 = 平等割 27,591円	

※特定世帯・特定継続世帯：世帯員が国保から後期高齢者医療制度に移行した世帯で、国保加入者が1人となった世帯。移行後5年目までが特定世帯、6年～8年目までが特定継続世帯

② 後期高齢者支援金分(一般)

令和3年度保険料率	<p>納付金 949,376千円</p> <p>+ 個別歳出等 2,297千円</p> <p>- 個別歳入等 117,735千円</p>		<p>保険料還付金</p> <p>保険料 収納必要額 671,983千円</p> <p>保険料法定軽減額・減免額 161,955千円</p>		<p>÷ 予定 収納率 92.20%</p>	<p>= 賦課総額 890,788千円</p> <p>1人当たり 26,876円</p>	<p>× 49%</p> <p>× 32%</p> <p>× 19%</p>	<p>= 所得割 436,486千円</p> <p>= 均等割 285,052千円</p> <p>= 平等割 169,250千円</p>	<p>÷ 賦課標準所得 16,614,337千円</p> <p>÷ 被保険者数 33,144人</p> <p>÷ 世帯数 20,956世帯</p> <p>特定世帯 1,206世帯</p> <p>特定継続世帯 234世帯</p>	<p>= 所得割 2.63%</p> <p>= 均等割 8,610円</p> <p>= 平等割 8,340円</p>
	<p>国・道補助金 一般会計繰入金 過年度保険料など</p>		<p>収納必要額 + 軽減・減免額 = 833,938千円</p>						<p>算定上の世帯数 20,295世帯</p>	<p>※平等割は、特定世帯は1/2、特定継続世帯は3/4として算定</p>
道からの通知額	歳出に過年度還付金を計上 歳入に過年度保険料と保険者支援制度分の繰入金を計上	賦課総額を精緻化するため、法定軽減・減免額を区分して算定	平成30年度実績収納率	法定軽減・減免分を除いた額に収納率を乗じて算定することで、賦課総額を精緻化	「国民健康保険料水準の統一に向けた保険料賦課割合改定に関する方針」に基づく賦課割合 ※令和6年度に標準保険料率の割合と同様になるよう段階的に改定	【所得】令和3年4月1日現在の所得を基準に被保険者数の増減を勘案した推計値 【被保険者数・世帯数】標準保険料率算定時に道から示された推計値				
納付金	個別の歳入・歳出	収納必要額	予定収納率	賦課総額	賦課割合	算定基礎数値				
道からの通知額	歳入に過年度保険料と保険者支援制度分の繰入金を計上	納付金に個別の歳出・歳入を加減算して算定	平成29～令和元年度の3カ年平均収納率	本来収納率の影響がない法定軽減分を含め収納率で割り返しているため、金額が膨らんでいる	帯広市の所得水準(全道平均レベル)や被保険者数・世帯数に基づき機械的に算定された賦課割合	【所得】令和2年度保険料当初賦課時点の所得に基づく推計値 【被保険者数・世帯数】令和2年8月までの被保険者数・世帯数を基準とした推計値				
納付金 949,376千円	+ 個別歳出等 0千円 - 個別歳入等 111,731千円	= 保険料 収納必要額 837,645千円	÷ 予定 収納率 91.56%	= 賦課総額 914,860千円 保険料軽減額 167,996千円	× 48% = 所得割 441,037千円 × 31% = 均等割 284,248千円 × 21% = 平等割 189,575千円	÷ 賦課標準所得 17,031,973千円 ÷ 被保険者数 33,144人 ÷ 世帯数 20,956世帯 = 所得割 2.59% = 均等割 8,576円 = 平等割 9,046円				

※特定世帯・特定継続世帯: 世帯員が国保から後期高齢者医療制度に移行した世帯で、国保加入者が1人となった世帯。移行後5年目までが特定世帯、6年～8年目までが特定継続世帯

③ 介護納付金分(2号被保険者)

収納必要額+軽減・減免額  
=283,142千円

令和3年度保険料率	<table border="1"> <tr> <td>納付金</td> <td>+</td> <td>個別歳出等</td> <td>=</td> <td>保険料 収納必要額</td> <td>÷</td> <td>予定 収納率</td> <td>=</td> <td>賦課総額</td> <td>×</td> <td>49%</td> <td>=</td> <td>所得割</td> <td>÷</td> <td>賦課標準所得</td> <td>=</td> <td>所得割</td> </tr> <tr> <td>313,665千円</td> <td></td> <td>755千円</td> <td></td> <td>224,534千円</td> <td></td> <td>90.20%</td> <td></td> <td>298,991千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>146,506千円</td> <td></td> <td>7,895,175千円</td> <td></td> <td>1.86%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>-</td> <td>個別歳入等</td> <td>=</td> <td>保険料法定軽 減額・減免額</td> <td>+</td> <td></td> <td>=</td> <td>1人当たり</td> <td>×</td> <td>32%</td> <td>=</td> <td>均等割</td> <td>÷</td> <td>被保険者数</td> <td>=</td> <td>均等割</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>39,824千円</td> <td></td> <td>50,062千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>29,414円</td> <td></td> <td>19%</td> <td></td> <td>95,677千円</td> <td></td> <td>10,165人</td> <td></td> <td>9,420円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>56,808千円</td> <td></td> <td>8,713世帯</td> <td></td> <td>6,520円</td> </tr> </table>	納付金	+	個別歳出等	=	保険料 収納必要額	÷	予定 収納率	=	賦課総額	×	49%	=	所得割	÷	賦課標準所得	=	所得割	313,665千円		755千円		224,534千円		90.20%		298,991千円				146,506千円		7,895,175千円		1.86%		-	個別歳入等	=	保険料法定軽 減額・減免額	+		=	1人当たり	×	32%	=	均等割	÷	被保険者数	=	均等割			39,824千円		50,062千円				29,414円		19%		95,677千円		10,165人		9,420円													56,808千円		8,713世帯		6,520円	<p>道からの通知額</p> <p>歳出に過年度還付金を計上 歳入に過年度保険料と保険者支援制度分の繰入金を計上</p> <p>賦課総額を精緻化するため、法定軽減・減免額を区分して算定</p> <p>平成30年度実績収納率</p> <p>法定軽減・減免分を除いた額に収納率を乗じて算定することで、賦課総額を精緻化</p> <p>「国民健康保険料水準の統一に向けた保険料賦課割合改定に関する方針」に基づく賦課割合 ※令和6年度に標準保険料率の割合と同様になるよう段階的に改定</p> <p>【所得】令和2年4月1日現在の所得を基準に被保険者数の増減を勘案した推計値 【被保険者数・世帯数】標準保険料率算定時に道から示された推計値</p>
	納付金	+	個別歳出等	=	保険料 収納必要額	÷	予定 収納率	=	賦課総額	×	49%	=	所得割	÷	賦課標準所得	=	所得割																																																																						
313,665千円		755千円		224,534千円		90.20%		298,991千円				146,506千円		7,895,175千円		1.86%																																																																							
	-	個別歳入等	=	保険料法定軽 減額・減免額	+		=	1人当たり	×	32%	=	均等割	÷	被保険者数	=	均等割																																																																							
		39,824千円		50,062千円				29,414円		19%		95,677千円		10,165人		9,420円																																																																							
												56,808千円		8,713世帯		6,520円																																																																							
標準保険料率	<table border="1"> <tr> <td>納付金</td> <td>+</td> <td>個別歳出等</td> <td>=</td> <td>保険料 収納必要額</td> <td>÷</td> <td>予定 収納率</td> <td>=</td> <td>賦課総額</td> <td>×</td> <td>52%</td> <td>=</td> <td>所得割</td> <td>÷</td> <td>賦課標準所得</td> <td>=</td> <td>所得割</td> </tr> <tr> <td>313,665千円</td> <td></td> <td>0千円</td> <td></td> <td>274,760千円</td> <td></td> <td>89.48%</td> <td></td> <td>307,064千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>160,357千円</td> <td></td> <td>8,483,842千円</td> <td></td> <td>1.89%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>-</td> <td>個別歳入等</td> <td>=</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>50,420千円</td> <td></td> <td>29%</td> <td>=</td> <td>均等割</td> <td>÷</td> <td>被保険者数</td> <td>=</td> <td>均等割</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>38,905千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>19%</td> <td></td> <td>87,970千円</td> <td></td> <td>10,165人</td> <td></td> <td>8,654円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>58,737千円</td> <td></td> <td>8,713世帯</td> <td></td> <td>6,741円</td> </tr> </table>	納付金	+	個別歳出等	=	保険料 収納必要額	÷	予定 収納率	=	賦課総額	×	52%	=	所得割	÷	賦課標準所得	=	所得割	313,665千円		0千円		274,760千円		89.48%		307,064千円				160,357千円		8,483,842千円		1.89%		-	個別歳入等	=					50,420千円		29%	=	均等割	÷	被保険者数	=	均等割			38,905千円								19%		87,970千円		10,165人		8,654円													58,737千円		8,713世帯		6,741円	<p>道からの通知額</p> <p>歳出に退職被保険者の保険料軽減分を計上(実際に歳出はないが適切な料率算定のため加算) 歳入に過年度保険料と保険者支援制度分の繰入金を計上</p> <p>納付金に個別の歳出・歳入を加減算して算定</p> <p>平成29~令和元年度の3力年平均収納率</p> <p>本来収納率の影響がない法定軽減分を含め収納率で割り返しているため、金額が膨らんでいる</p> <p>帯広市の所得水準(全道平均レベル)や被保険者数・世帯数に基づき機械的に算定された賦課割合</p> <p>【所得】令和2年度保険料当初賦課時点の所得に基づく推計値 【被保険者数・世帯数】令和2年8月までの被保険者数・世帯数を基準とした推計値</p>
納付金	+	個別歳出等	=	保険料 収納必要額	÷	予定 収納率	=	賦課総額	×	52%	=	所得割	÷	賦課標準所得	=	所得割																																																																							
313,665千円		0千円		274,760千円		89.48%		307,064千円				160,357千円		8,483,842千円		1.89%																																																																							
	-	個別歳入等	=					50,420千円		29%	=	均等割	÷	被保険者数	=	均等割																																																																							
		38,905千円								19%		87,970千円		10,165人		8,654円																																																																							
												58,737千円		8,713世帯		6,741円																																																																							
	納付金	個別の歳入・歳出	収納必要額	予定収納率	賦課総額	賦課割合	算定基礎数値																																																																																